

【新型コロナウイルス】QLD 州政府、国内ホットスポットからの入州規制緩和  
(12月13日(月)午前1時から適用)

2021年12月7日  
在ブリスベン総領事館

●12月6日(月)、クイーンズランド(QLD)州政府は、12月13日(月)午前1時から、豪州内の感染多発地域(ホットスポット)からの入州規制を緩和すると発表

1 12月6日(月)、QLD州政府は、12月13日(月)午前1時から、入州に関する条件を以下のとおり変更すると発表しました。

#### 【豪州国内からの入州】

(1) 過去14日間に豪州国内の感染多発地域(ホットスポット)に滞在した場合の入州の規制

- ・ 入州は陸路でも空路でも可能
- ・ 2回のワクチン接種を終了していること
- ・ 72時間以内のCOVID-19検査が陰性であること
- ・ QLD州到着から5日目にCOVID-19のPCR検査を受けることに同意すること

上記の条件を満たしている場合は隔離の必要はない

(2) 豪州国内の上記(1)以外の場所から入州する場合

- ・ 入州規制はない
- ・ 隔離の必要はない

#### 【豪州国外からの入州】

(1) 豪州国外から直接QLD州に入州する場合の規制

以下の条件を満たす場合は、豪州国外からQLD州に入州する上限数(cap)の対象外となるが、条件を満たさない場合は、入州上限数の対象となり、かつ、州政府指定の隔離施設での隔離が必要となる。

- ・ 豪州国民又は永住者(permanent resident)である場合
- ・ 2回のワクチン接種を終了していること
- ・ 出発の72時間以内のCOVID-19検査が陰性であること
- ・ 到着時に検査を受けること
- ・ 自宅又は隔離施設で14日間の隔離を行うこと

(2) 過去 14 日間に豪州国外に滞在し、他州・準州を経由して QLD 州に入州する場合の規制

以下の条件を満たしていない場合、入州にあたって関連要件を満たす必要があり、一定期間の自宅隔離を求められる。

- ・ 2 回のワクチン接種を終了していること
- ・ 他州・準州の規則の下で自宅又は政府が指定した施設において、QLD 州政府が定める期間の隔離を終えている場合

#### 【重要な変更点】

- ・ 「2 回のワクチン接種を終了している」とみなされるのは、2 回目のワクチンを接種してから 1 週間後から（これまでは 2 週間）
- ・ ホットスポットから入州する場合は、到着から 5 日目に検査を受けなければならない。

#### 【ニューサウスウェールズ（NSW）州の州境周辺にお住まいの方】

- ・ 2 回のワクチン接種を終了している場合、PCR 検査の必要は無く、州境を超えて自由に移動できる。2 回のワクチン接種を終了していない場合は、引き続き現在の制限が課せられる。
- ・ 入境許可証は必要、有効期限は 14 日間

○今回の規制に関する最新情報は以下を御覧ください（全て英語のみ）

今回の規制の緩和に関する情報

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/queensland-restrictions-update/changes-to-queenslands-border-restrictions>

QLD 州への入州に関する情報

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

パラシェ州首相 Twitter

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1467706496297304068>

パラシェ州首相及びダース保健相による声明

<https://statements.qld.gov.au/statements/93994>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録され

たメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>